

乳幼児福祉医療制度改正の詳細についてのお知らせ

1 改正制度の開始時期について

平成17年8月1日の診療分からとなります。

2 受給者の区分について

改正後の乳幼児福祉医療制度では、受給者が

① 0歳児と市町村民税非課税者を保護者とする乳幼児

→ 今までどおり、医療機関窓口での自己負担の無い方、

② ①以外の乳幼児

→ 新たに、医療機関窓口で一部自己負担（上限：千円／レセプト）のある方、の2種類に分かれ、一部自己負担のある方の受給者証には、裏面の例示にありますように前面右上隅に負担上限額である千円を朱書きにより明示いたしますので、一部自己負担の有無を確認してくださいようお願いいたします。

3 一部自己負担金の計算方法について

各医療機関等におかれましては、一部自己負担のある受給者から医療費の一部負担金の半額を受領する際の計算方法として、2割又は3割の一部負担金を算出し、この額を半額にしていただきますが、1位の値を四捨五入して10円単位として、受領していただきます。

この一部自己負担金の受領額を累積して負担上限額である1レセプト当たり千円に達した時点で、窓口での受領を停止していただき、医療費から保険による給付額及び一部自己負担金額を差し引いた残額を福祉医療制度に請求していただくことになります。

このため、千円に満たない少額での複数回受診者の歴月内での履歴管理など、請求システムの修正が必要になると考えられますので、改正後の制度開始に向けた準備をお願いいたします。

4 レセプトの記入方法について

レセプトの記入方法につきましては、審査・支払機関である秋田県国民健康保険団体連合会から今月下旬に皆様にお知らせする運びとなっておりますが、原則としては現在使用しているレセプト様式を変更せずに、公費欄の一部負担金部分や摘要欄を用いることで対処していただく方向で協議を進めておりますので、疑問点等につきましては、国保連または長寿社会課の担当までご照会くださいようお願いいたします。

乳幼児福祉医療一部自己負担者の受給者証の例

様式第2号(その2)

(表面)

(規格:B7、白色)

福		福祉医療費受給者証							
対象区分及び 負担者番号									
受 給 者	受給者番号								
	住所								
	氏名								
	生年月日		明治 大正 昭和 平成	年		月		日	
有効期間		平成 年	月	日	から	月	日	まで	
発行機関名 及び印		秋田県 ○○市(町村)長 <input type="checkbox"/>							
交付年月日		平成 年 月 日							

乳幼児の一部自己負担対象者については、千円と記載されます。

目立つように赤色表示となっています。



一部自己負担金の算出(例)について

- ① 医療費の点数が初回355点、2回目300点、3回目281点であった外来の場合(7割給付)
初回の

一部負担金額は、 $355 \text{点} \times 10 \text{円} \times 3 \text{割} = 1,065 \text{円}$

一部自己負担金額は、 $1,065 \text{円} \times 5 \text{割} = 532.5 \text{円} \rightarrow 530 \text{円}$ (四捨五入)

2回目の

一部負担金額は、 $300 \text{点} \times 10 \text{円} \times 3 \text{割} = 900 \text{円}$

一部自己負担金額は、 $900 \text{円} \times 5 \text{割} = 450 \text{円}$ (累計980円)

3回目の

一部負担金額は、 $281 \text{点} \times 10 \text{円} \times 3 \text{割} = 843 \text{円}$

一部自己負担金額は、 $843 \text{円} \times 5 \text{割} = 421.5 \text{円} \rightarrow 20 \text{円}$ (上限1,000円-980円)

福祉医療費は、

355点	530円	(初回)
+ 300点	+ 450円	(2回)
+ 281点	+ 20円	(3回)
$936 \text{点} \times 10 \text{円} - (936 \text{点} \times 7 \text{割} \times 10 \text{円}) - 1,000 \text{円} = 1,808 \text{円}$		

- ② 医療費の点数が10,000点の入院の場合(8割給付)

一部負担金額は、 $10,000 \text{点} \times 10 \text{円} \times 2 \text{割} = 20,000 \text{円}$

一部自己負担金額は、 $20,000 \text{円} \times 5 \text{割} = 10,000 \text{円} \rightarrow 1,000 \text{円}$ (上限額)

福祉医療費は、 $10,000 \text{点} \times 10 \text{円} - (10,000 \text{点} \times 8 \text{割} \times 10 \text{円}) - 1,000 \text{円} = 19,000 \text{円}$